

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2025年8月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021

東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号

ゼルコバビル 4 階

TEL 0423000255 fax 0423000256

office@kunimatu.jp

25周年

暑さもやっと折り返し地点にきたという印象です。毎年の異常な気候変動につきあわなければなりません、皆様がどんな工夫をされて過ごされているのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。なんとかこの夏を乗り切りましょう。

さて、毎年思うことですが、夏場は被後見人やそれに準ずる方々にも動きがあることが多いです。熱中症で救急車を呼んだり、自立で施設に入っているにも限界を感じて自ら入院をされる、というような方です。

また、死後事務委任契約を結んでいる方については、あまりに熱すぎて「自分はどうなってしまうんだろう」と不安を電話でぶつけてくる方もいらっしゃいます。

今私が読んでいる「2030-2040 年 医療の真実（著者熊谷頼佳）」では、このまま現状が大きく変わらなければ、いくらお金を積んでも満足に医療や介護が受けられなくなる、という大変衝撃的な未来が予言されています。救急車を呼んでもなかなか来てもらえず、適切な時期に適切な処置や手術してもらえない、という現実です。

当たり前にも見えますが、病気を予防し、いかに健康体でいられるか、そこに意識をフォーカスしていく必要があるようです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

◆◆◆日常生活自立支援事業について②◆◆◆

前月に引き続き「日常生活自立支援事業」についてです。今月は成年後見制度とはどのような違いがあるのかを項目毎に比較してみましょう。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見）
判断能力	判断能力の不十分な方（契約内容を理解し、契約できる程度）	判断能力が低下した方
申込手続	市町村の社会福祉協議会に申込み	家庭裁判所に申立て
援助の内容	日常的な法律行為と事実行為	重要な法律行為
代理権	福祉サービスの利用手続き、医療費・税金等の支払い、預貯金の払戻し等、契約書で定めた内容	左記の他、介護施設の入所契約、遺産分割等（保佐・補助類型の場合は家庭裁判所が認めた行為のみ）
援助者	社会福祉協議会の専門員、生活支援員等	成年後見人、保佐人、補助人
利用時の費用	訪問 1 回につき平均 1,200 円	本人の財産等に応じ家庭裁判所が決定
終了	本人の意思でサービスを終了できる	判断能力の回復がない限り、亡くなるまで終了しない

IKUKO



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
ました！！
どうぞよろしく☆



日常生活自立支援事業は、足腰の衰えや要介護状態で外出が難しくなった方が、日常的な財産管理を気軽に依頼できるサービスです。利用していく中で判断能力が低下していった場合には成年後見制度へ移行を検討する等、利用者の生活状況を見守る役割もあります。